

奨学生志望のしおり

一般財団法人 日工記念事業団

〒674-8585

明石市大久保町江井島1013-1

日工株式会社内

TEL (078) 947-5263

日工記念事業団は、学術優秀・品行方正・身体強健でありながら、教育上経済援助を必要とする学生・生徒に対し、返還不要の奨学援助を行い、もって社会・文化の発展に寄与することを目的としています。

奨学生志望者は、このしおりをよく読んで早めに出願して下さい。

1. 出願の資格

本事業団が募集する大学及び工業高等専門学校に在学する学生・生徒で、学術優秀・品行方正・身体強健でありながら教育上、経済援助が必要と認められる者であって、学校長の推薦する者のうちから選ばれる。

※留学生も含みます。

2. 出願手続

- (1) 本事業団所定の様式により、願書を本事業団に提出する。願書の作成にあたっては、本人と連帯保証人（通常は両親のいずれか一方、または3親等以内の親族で独立の生計を営む者とする）が必要事項を記入し、学校長の推薦を受けて本事業団に提出する。
- (2) 出願者は願書の他に推薦状、学資負担者の前年度所得証明書、在学証明書、健康診断書並びに前年度の学業成績書を添えること。

3. 奨学生の採否決定および通知

- (1) 推薦学生について人物・学業成績・健康状態・家庭状況等各方面から総合的に検討し、本事業団運営委員会の選考を経て理事長が採否を決定する。
- (2) 奨学生の採否が決定したときは、直ちに在学学校長を通じて本人に通知する。（7月中旬になります。）

4. 奨学生の義務

奨学生は学校卒業後、就職その他一切の特別な制限拘束を受けない。但し、学校在学中は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本事業団の趣旨に鑑みて奨学生の品格を保つよう努めること。
- (2) 每学年末に学業成績表、就学状況報告書を提出すること。
- (3) 奨学金を就学目的以外に使用しないこと。
- (4) 連帯保証人の変更および、奨学生または連帯保証人の住所の変更等、本事業団に報告を要する事項は、速やかに届け出ること。

5. 募集予定人員

2025年度	2名	工業高等専門学校	1名
		大 学	1名

6. 募集締切日

2025年 5月 30日 到着分まで

7. 給付月額と給付期間

<月額>	工業高等専門学校	月額 20, 000円
	大 学	月額 30, 000円

<期間> 2025年4月より最短修業期間

8. 不明な点は奨学金給付規程を参照してください。

「一般財団法人日工記念事業団」奨学金及び研究助成金規程

第一章 総 則

第1条（目的）

本規程は、「一般財団法人日工記念事業団」（以下「本事業団」という）寄附行為第4条第1項、第2項及び第3項の規程に基づき、奨学金及び研究助成金の給付に関する必要な事項を定める。

第二章 奨学生の募集選考

第2条（定義）

本規程において、本事業団から給付する学資金を奨学金といい、奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

第3条（給付年度）

奨学金の給付年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終了する。

第4条（募集）

募集は、前年度3月末日迄に行うものとする。

第5条（奨学生の資格要件）

奨学生に応募することができる者は、次の各号に定める資格要件を満たす者とする。

- (1) 本事業団が募集する大学及び工業高等専門学校に在学する学生であること。
- (2) 学業成績優秀で教育上経済援助を必要とする者。
- (3) 本事業団の趣旨に沿う者であること。

第6条（応募方法）

本事業団の奨学金の給付を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する学校の学長又は校長を経て申請しなければならない。

- (1) 学長又は校長、若しくは学部長の推薦状
- (2) 所定の奨学生願書
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 学資負担者の課税証明書
- (6) 在学証明書
- (7) その他本事業団が必要と認める書類

2 応募期間は、募集から当年度 5月 30 日迄とする。

第 7 条 (選考)

奨学生は、第 5 条に定める資格を有し、且つ前条に定める手続を経て応募した者について、理事及び評議員で構成する運営委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 奨学生の採用決定は、採用通知書により、在学する学校の学長又は校長を経て、本人に通知する。

第 8 条 (誓約書の提出)

前条の奨学生採用決定通知書を受理した者は、速やかに所定の誓約書を本事業団に提出しなければならない。

第 9 条 (保証人)

奨学生は 3 親等以内の親族で、独立の生計を営むものの中から、保証人 1 人を定めなければならない。

2 前項の保証人は、奨学生と連帶して、この規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。

3 奨学生は、第 1 項の保証人が欠けたとき又は本会が不適当であると認めたときは、速やかに保証人を補充し、又は変更しなければならない。

第三章 奨学金の給付

第 10 条 (奨学金)

奨学金は、大学生月額 3 万円、工業高等専門学校生月額 2 万円とし、別に定める場合を除き、返還を要しない。

第11条（給付の期間）

奨学生の給付期間は、奨学生の在学する学校の正規の最短修業期間とし、大学生4年間、工業高等専門学校生5年間を限度とする。

第12条（給付）

奨学生の給付は、本事業団の指示する手続きにより、原則として毎月直接奨学生に対し行う。

2 前項の定めにかかわらず給付決定後、最初の給付は、4~7月の4ヶ月分を7月に一括給付する。

3 第1項の定めにかかわらず理事長が適当と認めたときは、前項の時期以外の時期においても数ヶ月分を一括給付することがある。

第13条（奨学生受領書の提出）

奨学生は、奨学生を受領したときは、その都度直ちに所定の奨学生受領書を本事業団に提出しなければならない。

第四章 諸届

第14条（学業の成果報告）

奨学生は、毎学年末、学業の成績について、学校の証する書類を本事業団に提出しなければならない。

第15条（就学状況等の報告）

奨学生は就学状況その他必要事項の報告を本事業団から求められたときは、速やかにこれに応えなければならない。

第16条（身分変更の届け出）

奨学生は次の各号により、身分その他に変更があったときは、学校を通じ、直ちに本事業団に届け出なければならない。

(1) 本人及び保証人の氏名、住所に変更のあったとき。

(2) 保証人を変更したとき。

(3) 休学、転部及び退学等学籍に重大な変更のあったとき。

2 病気、死亡等により本人が届け出られないときは、保証人が本人に代って届け出なければならない。

第五章 給付の打ち切り返還

第17条（給付の打ち切り）

奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の打ち切り、又は停止をすることがある。

- (1) 第5条に定める資格要件を欠いたと認められるとき。
- (2) 転部、停学、退学のとき。
- (3) 休学、又は長期にわたり欠席したとき。
- (4) 正当な理由なく、本規程に定める諸手続きを怠ったとき。
- (5) その他奨学生として、不適当と認められたとき。

第18条（奨学金の返還）

次の各号に該当したときは、第10条の定めにもかかわらず、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがある。

- (1) 在学する学校の学則に基づき、停学、退学処分を受けたとき。
- (2) 刑事事件を犯したとき。
- (3) 申請書及び提出書類に重大な虚偽の記載を行ったとき。

第19条（給付の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の給付を辞退することができる。

第六章 研究助成金の給付（研究助成金の給付規程につき省略）

第七章 補 則

第28条（規程の改廃）

本規程の改廃は、運営委員会に諮問して、理事長が決定する。

第29条（細 則）

第5条の「本事業団が募集する大学及び工業高等専門学校」その他、本規程の運用に係る細則は別に定める。

付 則

本規程は、平成元年11月27日より施行する。

平成10年7月6日 一部変更

平成12年4月18日 一部変更

平成17年3月22日 一部変更